



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

\*30 附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 (人事課)..... 1

公布された条例のあらまし

◇附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

1 条例概要

附属機関の委員その他の構成員のうち、学術、文化等について高度の識見を有する者で任命権者が特に必要と認めるものの報酬の限度額の引上げを行いました。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

## 条 例

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 和歌山県条例第 30 号

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償条例(昭和28年和歌山県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1万500円」の次に「(学術、文化等について高度の識見を有する者で任命権者が特に必要と認めるものにあつては、日額2万4,000円)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。